

○紀南地方老人福祉施設組合職員安全衛生管理規程

(平成17年10月27日)
訓令第8号

改正 平成19年3月26日訓令第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が22日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者を含む。）をいう。
- (2) 所属長 園長及び事務局長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

- 2 所属長は、第24条から第26条までの実施が行われるよう、職員への指導を行う責務を有する。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長及び次章の規定により置かれる安全衛生推進者等が、法令及びこの規程に基づいて講ずる安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(中央安全衛生管理担当者)

第5条 管理者は、安全衛生に関する業務を統括管理させるため、中央安全衛生管理担当者を置く。

- 2 中央安全衛生管理担当者には、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 中央安全衛生管理担当者は、衛生管理者並びに安全衛生推進者を指揮し、次の業務を統括管理する。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。
 - (3) 健康検査の実施その他健康保持増進のための措置に関することを統括管理すること。
 - (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公務災害を防止するために必要な措置に関すること。

(安全衛生管理担当者)

第6条 管理者は、椿園及び百々千園における安全衛生に関する業務を管理させるため、安全衛生管理担当者を置く。

- 2 安全衛生管理担当者には、園長の職にある者をもって充てる。
- 3 安全衛生管理担当者は、第5条第3項各号の業務を担当する。

(衛生管理者)

第7条 管理者は、法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を選任する。

- 2 衛生管理者は、第5条第3項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、設備、作業方法及び衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止す

るため必要な措置を講ずるものとする。

- 3 衛生管理者がやむを得ない理由によって職務を行うことができないときは、代理者を置く。
(安全衛生推進者)

第8条 管理者は、法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を選任する。

- 2 安全衛生推進者は、第5条第3項各号の業務を担当する。
(産業医)

第9条 管理者は、法第13条の規定に基づき、医師の中から産業医を選任する。

- 2 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年厚生労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項に定める業務を行う。
(衛生委員会の設置)

第10条 施設組合に、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 安全衛生管理担当者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医
 - (4) 衛生に関し経験を有する職員の中から管理者が指名した者
- 2 委員の定数は、7人とし、安全衛生管理担当者以外の委員の半数については白浜老人福祉施設職員組合の推薦に基づき指名する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員会の業務)

第12条 委員会は、次の事項を調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、安全衛生管理担当者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議は、年間を通じて計画的に開催するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委員会の運営)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(安全衛生推進会議の設置)

第17条 施設組合に、安全衛生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の組織)

第18条 推進会議は、次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 副管理者
- (2) 中央安全衛生管理担当者
- (3) 安全衛生管理担当者
- (4) 衛生管理者
- (5) 安全衛生推進者
- (6) 第11条第2項の推薦に基づく衛生委員会の委員のうち管理者が指名した者

(推進会議の業務)

第19条 推進会議は、法第17条第1項及び第18条第1項に定める事項について調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

(議長)

第20条 推進会議に議長を置く。

2 議長は、副管理者をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

(推進会議の会議)

第21条 推進会議の会議は、必要に応じて開催するものとする。

2 推進会議は、議長が招集する。

(推進会議の庶務)

第22条 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(推進会議の運営)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、推進会議が定める。

第3章 職員の就業にあたっての措置

(安全衛生教育)

第24条 任命権者は、職員を採用したときは、当該職員に対し、省令第35条第1項で定める事項についてその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。

3 任命権者は、危険又は有害な業務で、省令第36条に定めるものに職員をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わせなければならない。

第4章 健康診断

(健康診断の種類)

第25条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

(1) 雇入れ時健康診断

(2) 定期健康診断

(3) 特定業務従事者健康診断

(4) 結核健康診断

(5) 給食従業員の検便

(6) 臨時健康診断

2 前項第3号の特定業務従事者健康診断は、法第66条第2項に定める健康診断をいう。

(健康診断の実施)

第26条 健康診断の受診対象者、検査項目及び検査回数は、別表に定めるとおりとし、その実施に関して必要な事項は、中央安全衛生管理担当者（衛生管理者を置く事業場にあつては、衛生管理者）又はその指定した者が、別に定める。

(受診義務)

第27条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を証明する書面を所属長を経由し、中央安全衛生管理担当者（衛生管理者を置く事業場にあつては、衛生管理者、安全衛生推進者を置く事業場にあつては、安全衛生推進者）に提出したときは、この限りでない。

(健康診断結果の記録の作成)

第28条 衛生管理者、並びに安全衛生推進者は、第27条の規定による健康診断（前条ただし書きの場合の健康診断を含む。）の結果表を、5年間保存しなければならない。

(健康診断の結果報告)

第29条 中央安全衛生管理担当者（衛生管理者を置く事業場にあつては、衛生管理者）は、第27条の規定による健康診断を行ったときは、任命権者に報告するとともに、所属長を通じ職員に通知するものとする。

第5章 療養及び出勤等の手続

(療養の指示)

第30条 任命権者は、前条に規定する報告があった場合において、職員の健康の確保のため必要があると認めるときは、産業医又は他の医師の意見を聞き、その意見に基づいて、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、所属長にその指示の内容を通知するものとする。この場合において、要療養の指示をする者については、その療養に必要な期間(以下「療養期間」という。)についても併せて指示するものとする。

区分	指示区分	
勤務面	要療養	勤務を休む必要のあるもの
	要軽業	勤務に制限を加える必要のあるもの
	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
医療面	要治療	医師による直接の医療行為(化学療法、外科手術等)を必要とするもの
	要観察	医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの

(療養の義務)

第31条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び産業医又は主治医の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならない。

(出勤の手続)

第32条 療養中の者(休暇者を除く。)が、勤務に復職しようとするときは、出勤承認申請書(様式第1号)に任命権者の指定する医師2名の診断書を添えて所属長に提出し、任命権者の承認を受けなければならない。

2 任命権者が指定する医師のうち、1名は公務員でなければならない。ただし、病名、病状その他特別の事情があると認められる場合には、その他の医師を指定することができる。

(復職者等状況報告書)

第33条 所属長は、復職した者又は出勤を承認された者で、一定の期間観察を要すると任命権者が認めるものについては、復職者等状況報告書(様式第2号)を、任命権者が、指定する期間ごとに任命権者に提出しなければならない。

第6章 雑則

(秘密の保持)

第34条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(適用の特例)

第35条 臨時又は非常勤の職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取扱うものとする。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年10月27日訓令第8号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表

	種別	受診対象者	検査項目	検査回数	備考
法定健康診断	雇入れ時健康診断	新規採用者	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査	採用時1回	医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が、当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。
	定期健康診断	全職員	1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 貧血検査 7 肝機能検査 8 血中脂質検査 9 血糖検査 10 尿検査 11 心電図検査	1年につき1回	特定業務従事者健康診断は左記の4の項目を除き6ヶ月以内に1回行う。
	結核健康診断	採用時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者健康診断の結果、発病のおそれがあると診断された職員	1 エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査 2 聴診、打診その他必要な検査	6ヶ月につき1回	定期健康診断の検査項目と重複する検査項目については、結核健康診断の1回分を省略することができる。
	給食従業員の検便	給食従事者	検便	1ヶ月につき1回	
	臨時健康診断		発生し又は発生するおそれがある伝染病等で、衛生管理者等が必要と認めた項目	随時	

様式第1号

出 勤 承 認 申 請 書				年 月 日提出
(任命権者)	所 属 名			
殿	職 名	氏 名	㊟	
私は、 年 月 日から病気療養していましたが、別紙診断書のとおり回復しましたので、出勤を承認くださるよう申請します。				
添付書類	医師の診断書2通			
(注) 結核性疾患の場合は、レントゲン写真(直接及び断層撮影)を添付のこと。				

様式第2号

(秘) 復職者等状況報告書(第 回)				年 月 日提出
(任命権者)	所 属 名			
殿	職 名	氏 名	㊟	
施設組合職員安全衛生管理規程第33条の規定に基づき、復職者等の状況を報告します。				
職 名		氏 名		
生年月日		男女別	男 ・ 女	年齢 歳
観 察 出 勤 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日			
勤 務 態 度 (特に積極的 対人態度)				
勤 務 成 績 概 評				
その他性格及び 言行上気づかれる こと				
私 生 活 上 の 特 異 点				
身 体 状 況				
その他参考事項				